

学校生活のルールとマナー 《校則》

1 自分の判断で行うこと

- (1) 服装・髪型は各自の判断にまかせますが、学校生活にふさわしいことや清潔で華美にならないことを心がけてください。入学式・卒業式等の式典や就職試験の際にはスーツの着用、体育授業時はジャージの着用や装飾品をはずすこと等、場に応じた服装・髪型等を求めることがあります。
- (2) 携帯電話の校内持ち込みは制限していませんが、授業中の使用は禁止します。
- (3) 学校ではアルバイトの紹介は行っていません。アルバイトを始める際、学校の許可は必要ありませんが、業務内容、勤務場所等をHR担任に申し出てください。
- (4) 運転免許の取得については、生徒及び保護者・保証人の判断にゆだねます。原付や自動車を運転して通学する場合は別途学校の許可が必要になります。
- (5) 貴重品の管理は各自で行ってください。教室を移動する際には財布等は携帯し、体育の授業では貴重品袋に入れて職員室のHR担任に預けるようにしてください。又、高価な品物は学校に持ち込まないようにしてください。
- (6) 教科書、ノート、授業で使用したプリント等は学校に置いていってもかまいませんが、ロッカーには必ず鍵をかけるようにしてください。鍵付きロッカーですので、鍵の準備は必要ありません。
- (7) 本校は給食を実施していません。夕食は、登校前、持参、帰宅後等、各家庭の状況に応じてとるようにしてください。持参した場合は中休み等を利用し、後片付けは各自で行ってください。
- (8) 本校には、運動系の部活動（バドミントン部、陸上部等）があります。活動への参加は自由です。

2 絶対にしてはいけないこと


- (1) 社会で許されないことは学校でも許されません。万引き、未成年者の飲酒・喫煙（電子たばこを含む）、無免許運転、薬物使用、暴走運転等の法に触れる行為を、絶対にしてはいけません。
- (2) 「いじめ」は、相手が苦痛を感じているかどうかで判断されます。やっている側が「冗談」や「ノリ」だと言っても、通用しません。集団で1人の生徒を無視することは典型的な「いじめ」です。そうした卑劣な行為に対して、学校は厳しい指導を行います。
- (3) 「いじめ」の中で、暴力や金品の要求があれば、傷害や脅迫にあたります。学校の生徒指導だけでなく、刑事事件の対象となります。学校は、警察と連携して対応にあたります。
- (4) 深夜徘徊をしてはいけません。静岡県条例により、午後11時～午前4時の間は、未成年者の外出は禁止されています。

3 学校生活のルールとマナー

- (1) 始業後は校外に出るはいけません。やむを得ない事情がある場合は、必ずHR担任に申し出て許可を得てください。
- (2) 授業開始後は教室を出るはいけません。授業準備やトイレは休み時間に済ませるようにしてください。
- (3) 授業中の携帯電話使用を禁止します。仕事の都合等でやむを得ず授業中に電話がある場合は、授業担当者に申し出て、退室の上、廊下等で対応してください。
- (4) 授業に集中しない行為や授業を妨害する行為（情報機器・音楽プレイヤー・ゲーム機等を使用する、マンガを読む、私語、教室内の立ち歩きをする等）をしてはいけません。注意があった場合は素直に指示に従ってください。

- (5) 授業中に飲食をしてはいけません(ガム・あめ等を含む)。体調不良でやむを得ずトローチ等を服用する場合は、事前に授業担当者に申し出てください。
- (6) 土足で校舎内に入ってはいけません。学校指定の上履きを使用してください。又、体育館シューズは体育館以外で使用してはいけません。
- (7) 成人について、飲酒している時は登校を禁止します。又、学校敷地内は飲酒禁止、全面禁煙となっています。
- (8) 教室は定時制と全日制の共用施設です。教室に私物を置いて帰ったり、落書きをしたりしてはいけません。又、1階、3階の教室(生徒ホール・生徒会室は除く)に許可なく立ち入ってはいけません。
- (9) 校外の友人等をむやみに学校敷地内に立ち入らせてはいけません。必要がある場合は、必ず事務室に立ち寄り、許可を得てください。
- (10) 18歳(誕生日の前日以後)に達した生徒は政治的活動・選挙運動・投票運動を行うことができますが、学校内で行うことは禁止します。校外での活動について、届は必要ありません。活動する際には、公職選挙法等の関係法令に違反することがないように、十分注意してください。

4 通学について

- (1) 「通学届」に通学方法を記入し、HR担任に提出してください。
- (2) バスや電車などの公共交通機関を利用する際は、他の乗客の迷惑にならないようにしてください。又、すすんで席を譲る等、良識ある行動をとってください。
- (3) 徒歩や自転車通勤する際には、他の通行車両から確認しやすいように、**反射材の使用や目立つ衣類(夜間は白色のもの等)の着用**を心がけてください。
- (4) 定時制では自転車通学者にステッカーを配布していません。盗難防止のためツーロックや記名を必ず行ってください。また、改正道路交通法(令和5年4月1日施行)により、すべての自転車利用者に対して、ヘルメットの着用が努力義務化されました。大切な命を守るため、ヘルメットの着用を心がけてください。また、令和8年度より通学届の自転車利用の許可事項にヘルメットの所持が追加されました。自転車通学される場合は御家庭でヘルメットの購入をお願いいたします。
- (5) 保護者等に自動車で送迎をしてもらう際は、**校内では十分に徐行し、玄関前ロータリー付近で乗降するようにしてください。**ロータリー付近は**時計回り走行**  で、又、駐車場を利用する場合は**前向き駐車**車をお願いします。生徒の安全確保のため、**生徒昇降口付近への送迎車の乗り入れはご遠慮ください。**
- (6) 原付や自動車を運転して通学する場合は「**車両通学許可条件同意書**」を生徒課交通担当に提出してください。提出の際に免許取得状況と保険(自賠責保険・任意保険)加入状況を確認します。**運転免許証と保険証書を提示**してください。
- (7) 本校で通学に許可する二輪車は、125 cc以下で最高出力4キロワット以下の車両(**原付一種免許で運転できる車両**)とします。50 ccを超え、最高出力4キロワット以上の車両(小型限定普通二輪免許・普通二輪免許・大型二輪免許等を必要とする車両)による通学は認めていません。
20歳以上で、勤務状況や成績・出席等の諸条件を満たす生徒については、審議の上で特例として許可することがあります。希望者は、生徒課交通担当に相談してください。
- (8) 校内の走行は、**道路交通法によるもの**とします。無免許運転、ヘルメット着用義務違反、定員外乗車、空ぶかし、違法改造等の行為は生徒指導の対象となります。
- (9) 駐車スペースに限りがあるため、車両通学者の駐車場所を指定しています。**決められた場所に駐車**してください。
- (10) 生徒同士で車両の貸し借りをしてはいけません。

- (11) 学校周辺は、冬季に積雪や路面凍結のおそれがあります。必ずスタッドレスタイヤ、又はチェーンの装着をし、十分に減速して走行してください。
- (12) 交通事故が発生した場合は、速やかにHR担任に申し出てください。

5 遅刻、早退時の入退室について

- (1) 午後5時35分に教室にいない場合は、「学校に遅刻」したものとします。又、2～4限の各授業開始時に教室にいない場合は「授業に遅刻」したものとします。
(前の授業が長引き授業担当者から遅延が伝えられた場合等は、別途判断します。)
- (2) 「学校に遅刻」「授業に遅刻」のいずれの場合も、職員室で「入室許可証（遅刻カード）」に必要事項を記入し、発行者印を受けてからでないと入室できません。
- (3) 授業の途中で退室し、再度入室する場合も「入室許可証（遅刻カード）」の記入、提出が必要です。
- (4) 「入室許可証（遅刻カード）」は各授業担当者に、休み時間中の場合はHR担任に渡してください。
- (5) 「入室許可証（遅刻カード）」は1枚目（白色：1～10回）、2枚目（黄色：11～20回）、3枚目（赤色：21回以上）の順に色が変わります。回数に応じて、保護者召喚の上で指導を行うことがあります。なお「入室許可証（遅刻カード）」は学期ごとに更新します。
- (6) 早退する場合は、職員室で「早退届」に記入し、発行者印を受け、HR担任に提出してください。届け出がない場合は、無断早退として生徒指導の対象となります。
- (7) 体調不良により早退した場合は、帰宅した旨を学校に連絡してください。

◎ 欠席・遅刻等の連絡先

小山高校 電話 0550-78-7793（定時制直通）
0550-76-1188

6 談話室の利用について

- (1) 生徒同士が語り合い、学習や相談、休憩もできる場として談話室が設置されています。始業前や休み時間にも使用できます。授業には遅刻しないようにしてください。
- (2) 談話室内は飲食することができます。
- (3) 談話室内には、多くの生徒向け図書があります。自由に閲覧してかまいませんが、無断で持ち出さないようにしてください。
- (4) 談話室使用後は、換気扇、暖房機器の電源を必ず切り、消灯を確認して退室してください。

7 相談体制について

- (1) 学校生活で困ったことや進路の悩み等は、一人で抱えずに担任の先生や信頼できる先生に相談してください。より良い改善策を一緒に考えていきます。
- (2) 生徒一人ひとりが抱える悩みを一緒に考えるために、教育相談担当を設置しています。相談内容は決して外部にもりませんので、相談のある人は気軽に担当者に声をかけてください。一人だけで相談することに抵抗があるときは、親しい友人と一緒に相談してもかまいません。
- (3) セクシャル・ハラスメントに関する相談に応じるために、セクシャル・ハラスメント相談担当を設置しています。相談者の名前や相談内容は外部にもりません。安心して相談してください。
- (4) 学習面や行動面で何らかの困難を感じている生徒への対応など、発達に関わる相談に応じるために、特別支援教育コーディネーターを設置しています。発達に関して心配があるときは遠慮せず相談してください。保護者の方からの相談も受け付けます。

教育相談	養護教諭
セクシャル・ハラスメント相談	教頭、養護教諭
特別支援教育コーディネーター	養護教諭

8 大規模災害発生時の対応について

- (1) 大規模地震対策特別措置法による警戒宣言が発令された際の対応や、大規模災害発生時の家族との合流先や近隣の避難場所を日ごろから話し合っておいてください。
- (2) 通学経路の危険箇所(崖崩れ、ブロック塀倒壊、軟弱地盤等)を把握し、複数の帰宅経路を準備してください。
- (3) 本校では災害発生時の対応を確認するため、「防災カード」の記入・提出をお願いしています。
- (4) 突発的な地震が発生した場合、次のように対応します。

震度5強以上・・・原則として生徒を学校に留め置き、安全が確認できれば保護者に引き渡します。

震度5弱以下・・・原則として生徒を下校させます。

(震度や周囲の被害状況によって判断します)

交通機関の乱れ等により保護者が帰宅困難になることが予想される場合、事前に保護者からの届出がある生徒については学校で待機させ、保護者の引き取りを待ちます。

- (5) 「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合には次のように対応します。この情報は南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査が開始された場合等に発表されます。情報が発表された場合に、学校では生徒の安全を最優先に考えて判断します。

①さらなる大規模地震と関連するが**気象庁が調査を開始・継続した場合**

学校では情報収集を行い、安全に配慮して対応します。登校前の場合は、HR担任から生徒・ご家庭に連絡します。また、登校後の場合は、学校から対応についてご家庭に連絡します。

②気象庁調査の結果、**大規模地震の可能性が高まったと評価された場合**

原則として生徒は学校に留め置きます。保護者の方は危険防止のため迎えに来ないでください。「可能性が低くなる」など、安全が確認された場合は、下校させます。

③登下校時の対応

登下校時は「防災カード」の記載に則り、あらかじめ決めてある場所(学校または自宅等)に向かうこととします。学校では、学校に来た生徒の安全を確保し、(4)で示した基準により保護者に引き渡します。

④地震発生後

地震発生後は原則として学校に留め置きます。安全が確認できれば保護者に引き渡します。

9 気象に関する注意報・警報発令時の対応について

- (1) 小山町又は生徒の居住地（御殿場市・裾野市等）に以下の注意報・警報が発令された場合、次のように対応します。

注意報（大雨、洪水、大雪、強風、風雪、濃霧、雷、乾燥、なだれ、着氷、着雪、融雪、霜、低温）

大雨警報、洪水警報

通常どおり授業を実施します。

登校前に発令された場合・・・今後の気象情報や地域の実情等を家族と相談し、安全に登校できることを確認した上で登校してください。

登校後に発令された場合・・・気象情報や地域の実情に応じて、下校させることもあります。

特別警報（大雨・大雪・暴風・暴風雪）、

暴風警報、大雪警報、暴風雪警報

休校とします。

登校前に発令された場合・・・午後3時の時点で発令されている場合は休校とします。

登校後に発令された場合・・・警報の解除後、交通・道路状況など安全を確認した上で、下校させます。安全に帰宅させることが困難な生徒については、保護者と連絡の上、対応します。

* 休校については、午後3時時点の状況により、職員会議にて協議し、随時 39 メール等連絡網にて連絡します。午後3時以前の問い合わせには、協議中につきお答えできません。

- (2) 「特別警報」「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」が発令されていないときでも、以後の荒天が予測される場合は、午後1時以後に連絡・指示します。
- (3) 午後4時の時点で、JR御殿場線の足柄駅が不通の場合は休校とします。
- (4) 生徒の居住する地域または小山町足柄地区に警戒レベル4以上が発令されている場合は、各自自治体の指示に従うなど、身の安全の確保を最優先に行動してください。

10 感染症による出席停止の対応について

学校保健安全法第19条には「校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる」と定められています。医師の診察を受け下記の疾病と診断された場合は、ただちに学校に連絡をし、医師による登校許可が出るまで出席しないでください。

《参考》 学校保健安全法施行規則第18条の指定による学校感染症

第一種	エボラ出血熱	クリミア・コンゴ出血熱	ペスト	マールブルグ病、		
	ラッサ熱	急性灰白随炎	痘そう	南米出血熱	ジフテリア	SARS
	鳥インフルエンザ（H5N1）、	新型インフルエンザ	新型コロナウイルス感染症			
第二種	インフルエンザ（H5N1及び新型を除く）、	百日咳、	麻しん、	水痘、		
	流行性耳下腺炎、	風しん、	咽頭結膜炎、	結核、	髄膜炎	菌性髄膜炎
第三種	コレラ、	細菌性赤痢、	腸管出血性大腸菌感染症、	腸チフス、	パラチフス、	
	流行性角結膜炎、	急性出血性結膜炎、	その他の感染症			

11 携帯電話へのメール配信について

本校では、学校からの連絡用として、保護者及び生徒に携帯電話へのメール配信（通称「39メール」）を行っています。これは、災害時の緊急連絡、天候悪化時の登下校に関する連絡、行事等のお知らせ・中止・延期連絡等を、登録者の携帯電話に配信することを目的としています。メール配信の趣旨をご理解いただき、下記の方法に従って登録いただきますよう、ご協力をお願い致します。

12 成年年齢の引下げへの対応について

「民法の一部を改正する法律（以下「改正法」と表記）」により、令和2年度以降の入学生は在学中に成年となります。今後、学校では消費者教育の充実や、適切な情報提供など環境整備に努めてまいります。

消費者教育について

- (1) 満18歳で成人となったものは契約の主体となることから、社会の一員として行動する自立した消費者となる消費者教育の推進を生徒、保護者、学校が一体となって行います。
- (2) 消費者被害に遭った生徒から相談を受けた場合は、消費生活センター等の外部の専門機関に相談することを促すなど適切に対応します。

改正法に基づく留意事項

- (1) 成年年齢に達した生徒は、退学、転学、留学及び休学に関して、保護者等の同意を必要とすることなく単独で校長の許可を得ることができることとなりますが、高校在学中はまだまだ成長過程にあり、引き続き支援が必要な存在であることから、その手続きを行う際には、事前に学校、生徒、保護者等と話し合いの場を設けます。
- (2) 生徒指導及び進路指導については、生徒は家庭の中で育ち、地域社会と関わりながら社会性を身に付け、成長していくものであることから、成年年齢に達した意義を踏まえながら保護者等との連携の下で行います。
- (3) 生徒の健やかや成長を支援する観点から、保健指導等に当たっては引き続き、これまで同様の取扱いを行います。